

移住者向け家賃サポート制度のご案内

白老町では、移住定住促進、定住人口増加を目的とした事業の一環として、町外から町内民間賃貸住宅に転入された方を対象に、家賃の一部を補助いたします！ ※町内に転入後、3カ月以内に申請してください。

補助金額

基本補助金額：(月額家賃－住宅手当)×1/2 (最長24ヶ月間)

※1,000円未満の端数がある場合は切り捨て

若年世帯 ⇒ 算出した金額が1万円を超える場合は**上限1万円**となります。

子育て世帯 ⇒ 算出した額が1.5万円を超える場合は**上限1.5万円**となります。

対象者 次のすべてに該当する方が対象となります。

- ・1年以上他自治体に住んでいて、白老町に転入し、町内の民間賃貸住宅に転居された方
 - ・転入後、町内に2年以上居住する意思を有している方
 - ・申請時に世帯主が40歳未満の若年世帯であるか、若しくは、15歳以下の子を扶養し、同居している子育て世帯に該当する方
 - ・世帯全員に町税等の滞納がないこと
 - ・町内会加入等、地域の活動に積極的に参加すること
 - ・世帯員が生活保護を受けていないこと
 - ・他の公的住宅扶助を受けていないこと
 - ・過去にこの補助金を受けていないこと 等
- ※その他詳細は担当までお問い合わせください

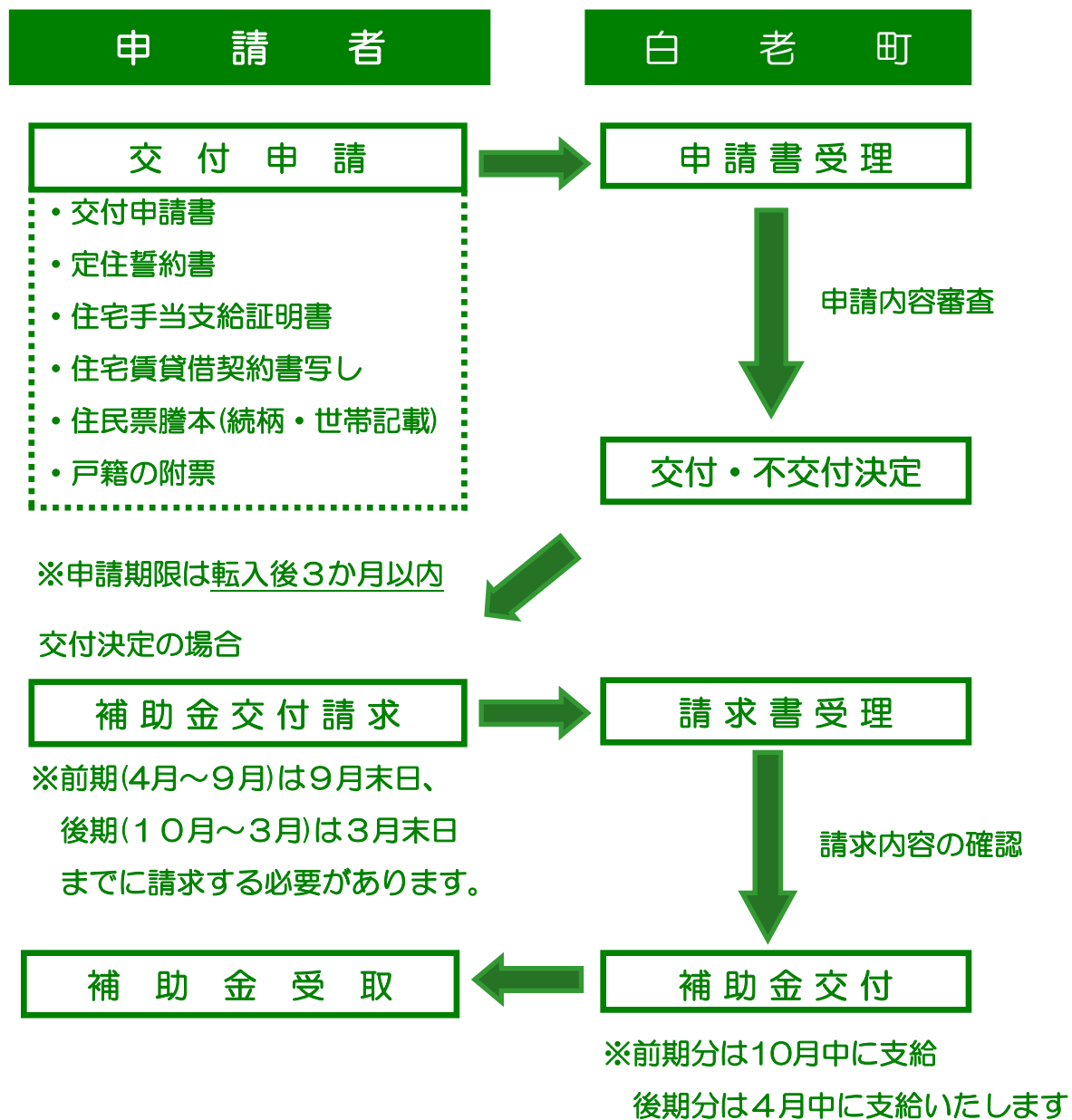


対象住宅

町内にある民間賃貸住宅（一軒家含む）

※ただし、町営住宅等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮、2親等以内の親族が所有する住宅及び申請者以外が締結した賃貸借契約に基づく住宅は対象外となります。

申請から交付までの流れ



次年度以降継続して交付希望される方は、4月末日までに申請が必要となります。

問合せ先

ご不明点等は下記担当までお気軽にお問い合わせください

白老町役場 政策推進課 地域戦略推進グループ

〒059-0995

白老町大町1丁目1番1号

電話：0144-82-8213（直通）

FAX：0144-82-4391

Eメール：iju@town.shiraoi.hokkaido.jp

白老町HP



申請様式はこちらからダウンロードいただけます

制度の詳細もご確認いただけます